

ご案内

乗車券の発売開始日

1. 普通券…発売当日から有効となるものを発売します。
(ただし、臨時に発売する乗車券を除く)
2. 定期券…新規・継続ともに有効開始日の14日前から発売します。
発売時間は、7時から20時までです。
発売箇所は上野市駅・伊賀神戸駅です。

乗車券の有効期間と使用条件

1. 普通券…有効期間1日(発売当日)。乗車1回限り使用できます。
(往復の場合は、復券のみ有効期間2日となります。)
2. 回数券…発売の日から3か月間有効・11回使用できます。

乗車券の変更

1. 普通券
普通券を使用開始された後、乗車区間を変更される場合は、すでにお支払いになった運賃の差額をいただきます。過剰額があっても払い戻しはしません。
2. 回数券
使用開始された後、乗車区間を変更される場合は、別途乗車区間の運賃をいただきます。過剰額があっても払い戻しはしません。

乗車券の払いもどし

1. 使用開始前に払いもどされる場合は次の手数料をいただきます。

乗車券等の種類	払いもどしの条件	手数料
普通券	有効期間内または有効期間の開始前	200円
回数券	有効期間内	220円
定期券	有効期間の開始前	220円

2. 使用開始後で有効期間内の回数券の場合は、お使いになった使用回数相当の無割引の普通運賃と手数料220円を差し引いて残りを払いもどします。
3. 使用開始後で有効期間の残っている定期券の場合は、お使いになった月数(1か月未満は1か月とします。)相当の定期運賃と手数料220円を差し引いて残りを払いもどします。
なお、有効期間の開始日を含め7日以内であれば、定期券面の区間を普通運賃で1日1往復したものと計算した額と手数料220円を差し引いて残りを払いもどします。
(注)自動券売機では、変更・払いもどしのお取扱いはできません。

大人と小児

1. 12才(中学生)以上の方は、大人の運賃・料金になります。
2. 6才以上12才未満(小学生)の方は小児として、大人の運賃・料金の半額となります。ただし、10円未満のは数は10円単位に切り上げた額とします。
3. 幼児(1才以上6才未満)は、乗車券をお持ちの6才以上の方に同伴される場合、2人まで運賃・料金が無料となります。
ただし、次の場合は小児の運賃・料金が必要です。
(1)大人または小児1人に対し、同伴する幼児の人数が2人を超える場合。
(2)幼児だけで旅行される場合。
(3)幼児が団体で旅行される場合、または大人の団体と一緒に旅行される場合。

途中下車

1. 普通券・回数券…途中下車できません。
2. 定期券…定期券に記載された区間内の任意の駅で途中下車できます。
3. 団体券…あらかじめ指定した駅以外では途中下車できません。

団体割引

15人以上の方々が行同一行程で旅行される場合、あらかじめお申し出を受けて、「団体」の取り扱いをし、運賃は次のように割引します。

団体の種類		人数			無賃扱人員
		15人以上	100人以上	200人以上	
学生団体	中学校	3割引	4割引	5割引	・15人以上100人未満の団体 うち1人 ・100人以上の団体149人まで うち2人 ・150人以上は50人までを増すことに 1人を加えます
	その他の学校	2割引	3割引	4割引	
普通団体		1割引	2割引	3割引	

(注)中学校団体には、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。

手回り品

1. 無料手回り品
縦・横・高さの合計が250cm以内で、それぞれの重量が30kgまでのもの2個です。ただし、長さは2mまでのものに限りです。
2. 有料手回り品
小犬・猫・はとなどの小動物を車内に持ち込まれる場合は次のことを守っていただくとともに、容器1個について290円の手回り品料金が必要です。
(イ)長さ70cm以内、縦・横・高さの合計90cm程度の容器に入れること。
(ロ)容器におさめた重量が10kg以内であること。
(ハ)他の旅客に危害および迷惑をかけるおそれがないこと。
(注)・無料手回り品、有料手回り品とも、混雑している列車については持ち込みをおことわりする場合があります。
・無料手回り品の制限をこえるスポーツ用品などについては、係員におたずねください。
3. 車内へ持ち込めないもの
(1)危険品(2)刃物(3)死体(4)動物(有料手回り品の小動物を除く)
(5)不潔又は臭気のため他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
(6)車両を破損するおそれがあるもの。

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者割引について

【お取り扱い範囲・割引乗車券の種類】

種別	乗車券	割引内容	割引率
身体障がい者手帳 第1種	普通	○	5割
	回数	○	5割
	定期	×	×
療育手帳 第1種(A)	普通	○	5割
	回数	○	5割
精神障がい者 保健福祉手帳 1級	普通	○	5割 (注)1. 主となる割引対象者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を発売する
	定期	○	
身体障がい者手帳 第2種	普通	○	5割
	回数	○	5割
	定期	×	×
療育手帳 第2種(B)	普通	○ (介護者 ×)	5割
	回数	○ (介護者 ×)	5割
精神障がい者 保健福祉手帳 2級・3級	普通	○	5割 (主となる割引対象者が小児(12才未満)の場合に限り発売)
	定期	○ (介護者のみ)	

【切符のお買い求め方】

- ・窓口の係員に手帳をお見せいただき乗車券をお買い求めいただくか、自動券売機で小児用乗車券をお買い求めのうえ、係員に手帳をお見せいただければ割引の証明をさせていただきます。

【割引乗車券類利用時の注意点】

- ・障がい者が介護者とともに利用する場合は、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が同一で、同時にお買い求めいただき、同一の列車に乗車する場合に限り有効となります。(本人1人に介護者1人。ただし車椅子を利用される場合は、当社線に限り介護者2人まで割引)
- ・利用対象外のお客様がご利用の場合は、その乗車券類を無効として回収し、ご乗車区間の普通運賃と2倍の増運賃を収受いたします。
- ・割引乗車券で乗車するときは身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちいただき係員から確認を求められたときは、ご呈示ください。

ご乗車の際には次のことをご守りください。

- 乗車券は着駅までお買い求めください。
(駅員無配置駅からご乗車の場合は、車内添乗員からお買い求めいただくか、降車の際にお支払いください。)
- 乗車券は乗降の際、または係員が呈示を求めたときは必ずお示しください。
- 駅構内に入場される場合は、入場券をお買い求めください。
- 次の場合は乗車券を無効として回収し、全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
(1)係員の承認を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
(2)改札印の押印を必要とする乗車券に押印を受けずに乗車したとき。
(3)区間の連続していない2枚以上の乗車券を利用して煙管乗車したとき。
(4)定期券を記名人以外の方が使用したとき。
(5)券面事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
(6)有効期間以外の期間に使用したとき。
(有効期間を過ぎた定期券はすぐにお返しくください。)
- (7)係員の承諾を受けず、有効区間以外の区間に乗車したとき。
(8)大人が小児用の乗車券を使用したとき。
(9)その他正しい乗車をしないとき。

その他くわしくは係員にお問い合わせください。